

7

福祉の増進

(2) 児童福祉

父島・母島ともに保育施設が整備されており、母島では老朽化した保育施設の建替えが進められている。また、幼児の多い父島では、出生数に応じた子育てサービスを実施しているほか、社会福祉協議会による3歳児・4歳児を対象とした保育サークル活動や学童保育に取り組んでいる。

現状と課題

- 子ども家庭支援センターを中心に、引き続き、支援が必要な子供や家庭等への対応を適切に行っていく必要がある。
- 島内で出産ができないこと等に伴い、育児が一時的に本土の保育園に入る必要があるため、交通費等の経済的負担が大きい。
- 1歳児保育や一時保育など多様化する子育てのニーズに対応していく必要がある。

今後5年間の取組

具体的取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
保育施設・子育て支援のための拠点施設の整備（母島）	設計・工事		運用		
子育て支援サービス・拠点施設整備の検討			継続		
とくまやアスレバの指導員や子ども家庭支援センター等による支援			継続		

- 母島の保育施設と一体となった子育て支援のための拠点施設を開設し、子育て支援の充実を図る。【付】
- 子ども家庭支援センターにおいて、適切に相談支援を行うとともに、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用しながら、関係部署・関係機関との連携を図り、支援を必要とする子供や家庭等に対してサービスの提供を行う。【付】
- 全ての子供と子育て家庭の安全が守られるよう、引き続き支援をしていく。【部】

コラム：母島保育施設

東京から南へ1,050キロ離れた母島の保育施設。子供たちは保育園に通い、そのとなりで大人たちは子供を見守りながらサークル活動を行います。

敷地は海から離れた高台に位置しており、地震や津波等の災害時にはこの建物に集まり助け合います。

また、この建物は「瓦屋根」「ロース石」「緑の芝生」など地元の素材を用いて、島内の景観を損なわないよう建設しました。

ここを前浜のカジコ下のように、小さい子供から高齢者まで島の人たちが自然に集まって交流する、島の大人たちが子供の成長を見守っていく、そんな場所にしていきます。



母島保育施設 外観（完成イメージ）



母島保育施設 ラウンジルーム（完成イメージ）

7

福祉の増進

(3) 地域福祉

父島では地域福祉センター、母島では村民会館を整備してきており、それぞれ地域における福祉活動の拠点として利用されている。

父島・母島ともに、施設内に地域福祉の担い手である社会福祉協議会の事務局を配置し、ボランティア活動、福祉の普及啓発、コミュニケーション活動等の地域福祉活動を行っている。

母島では地域福祉活動の拠点である村民会館について、老朽化に伴う建替えが進められている。

現状と課題

- 地域コミュニケーションが発展段階であり、地域での見守り体制や福祉を担うボランティア及びその指導者の更なる確保・育成が必要である。

今後5年間の取組

具体的取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
保育施設・子育て支援のための拠点施設の整備（母島）	設計・工事		運用		
ボランティア活動、コミュニケーション活動、地域福祉活動の推進			継続		

- 母島の保育施設及び子育て支援のための拠点施設と一体となった村民会館を開設する。【付】
- 地域福祉センター（父島）及び村民会館（母島）を拠点として、ボランティア活動、コミュニケーション活動、地域福祉活動等を推進する。【付】



現在の母島村民会館



地域福祉センター

8

医療の確保

父島と母島にそれぞれ中心となる医療機関として、村立の診療所が開設されており、住民の一次医療機関としての役割のほか、小笠原諸島周辺海域を航行する船舶等の救急患者にも対応している。

各診療所では、通常の診療のほか、都のへき地専門医療確保事業を活用し、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、整形外科、小児科、内視鏡等の専門診療を行うため、本土の医療機関から専門医師を招へいし、専門医療の受診機会を提供している。また、2か月1回、本土から産婦人科医を招へいし、妊婦の健康診査、指導及び相談の機会を提供している。

診療所では対応できない救急患者が発生した場合には、海上自衛隊機等により、へき地医療拠点病院で島上医療の基幹病院である都立広尾病院を中心とした高度医療機関に搬送する体制を確保している。

都立広尾病院は、島上患者のための病床を確保し、紹介患者や24時間体制の救急患者の受け入れを実施している。また、救急患者搬送時の添乗医師の派遣、代診医の派遣、画像電送システムを用いた診療の助言等を行い、小笠原諸島の診療に対し、人的・技術的支援を積極的に行っている。



画像電送システム活用の様子

現状と課題

- 都においては、各診療所の医療従事者を確保するため、自治医科大学卒業医師や東京都地域医療支援プログラムの派遣、無料職業紹介事業、島上地域医療従事者確保事業、へき地医療の普及啓発活動等に取り組み、令和5年度には父島で医師3名、母島で医師1名が確保されている。

しかし、各診療所においては、小笠原村採用の医療従事者の在職期間が2年から3年と短いことも多く、医療従事者の継続的・安定的確保が重要な課題となっている。

- 個々の患者の状況に応じ、保健・福祉分野との情報共有や施策の連携等の必要性が高まっており、各分野と連携する仕組みや体制の構築が課題となっている。
- 各診療所では出産ができないため、家族と離れた環境における分娩の精神的不安や負担があるほか、本土での分娩に係る交通費や宿泊費などの経済的負担も大きい。
- 慢性疾患等で本土の医療機関を定期的を受診する必要がある住民にとって、交通費等の経済的負担が大きい。

今後5年間の取組

具体的な取組		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
医療従事者確保の支援				継続		
				継続		
救急医療体制の確保				継続		
遠隔での連携診療の支援	画像電送システムの更新	更新		運用		
	遠隔連携診療の支援	新規		継続		
都立病院による医療協力体制				継続		
出産に係る本土医療受診費用等の支援				継続		

- 小笠原諸島周辺海域における中心的な医療機関としての役割を発揮するため、引き続き、医師や看護師などの医療従事者の安定的な確保や専門診療の受診機会の確保、医療機器や施設等の整備を進め、一定の医療水準の確保を図る。また、新興感染症発生の際は、新型コロナウイルス感染症における対応を踏まえ、国や関係機関と連携し、医療提供体制の確保や感染拡大防止対策などを状況に応じて実施する。【都・村】
- 小笠原村の救急医療体制を確保するため、自衛隊等の協力を受けながら、引き続き着実に救急患者の搬送体制を維持する。【都・村】
- 搬送を要請した島上地域での医療機関と収容先医療機関、添乗医師等の関係者間で、患者の病状等の情報をより円滑に共有できるデジタルツールを導入し、搬送体制を強化する。【都】
- 各診療所と都立広尾病院とを結んでいる画像電送システムについては、令和7年12月予定のシステム更新を見据えて操作性の向上等を検討するなど、へき地における診療活動の支援を一層充実させていく。【都】
- 遠隔での連携診療の導入等デジタル技術の活用を支援し診療連携を強化するとともに、専門診療の充実を図っていく。【都】
- 本土の医療機関を受診した村民の母島に当たっては、本土関係機関との連携を強化し、併せて帰島後の在宅生活等を円滑に支援するため、保健・福祉との連携の強化・充実を図る。【都】
- 妊婦が出産に必要な支援を受けるに当たり、家族で利用できる本土の分娩施設の紹介、島内外での受診機会の確保、費用負担の軽減など必要な支援を引き続き行う。【村】
- 本土の医療機関を慢性疾患等で受診した場合や、70歳以上の住民が本土の医療機関を受診した際の交通費の一部負担等、住民負担の軽減に資する事業を引き続き行う。【村】

9 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止

(1) 自然環境の保全・再生

小笠原諸島は、平成 23(2011) 年 6 月に世界自然遺産に登録される前から、豊かで貴重な自然環境の保全のため、行政機関・関係団体等による利用ルール運用や、南島及び母島石門一帯における東京都版エコツーリズムの実施等により、自然環境の適正な利用と保護の取組を推進している。

世界自然遺産小笠原諸島管理計画（平成 30(2018) 年 3 月改定）（以下「管理計画第 2 期」という。）では、「小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例（令和 2(2020) 年小笠原村条例第 10 号）」（以下「ペット条例」という。）の施行、母島における「母島の土付汚濁処理施設（ははの湯）」の暫定運用開始、父島・母島の異島におけるチヂマカタマライ及びアナカタマライの個体群再生など各種事業において大きな進展が見られた。

令和 6(2024) 年には、管理計画第 2 期の改定が行われ、国、都、小笠原村、NPO、関係団体、住民等が協力を挙げて、外来種対策や植生回復事業など、自然環境の保全・再生事業の取組を行っている。



外来種対策（写真提供：小笠原村観光局）



現状と課題

- 兄島におけるグリーンソールや母島におけるフジアベッコウマヤイ、エリマキコウガイビルといった外来種の分布拡大のほか、オガサラフカフヒツの個体数の急激な減少やオガサラフカフミミの生息域外個体群繁殖途絶といった新たな課題が顕在化するなど、自然環境保全上の重要地域に新たな外来生物が侵入・拡散するリスクが依然として高い。
- 外来種対策の継続は、世界遺産委員会からの要請事項であり、既に侵入している外来生物と在来生物が複雑な相互関係を形成している。このため、外来種対策に伴う生態系の変化などを推定しながら、継続的・順応的な生態系安全管理と計画的な取組が必要となっている。
- 自然保護地域と集落地域とが隣接している父島・母島では、住民生活と自然環境は密接な関係にあり、人と自然環境との共生が求められている。

今後 5 年間の取組

具体的取組	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度
固有動物の保全・再生			継続		
外来種対策等			継続		
利用マナーの普及啓発			継続		

- 小笠原諸島の優れた自然景観及び世界的にも貴重な自然環境、海洋島の特異な生態系を守るため、生態系・生育する固有動物の保全や植生回復等に取り組むほか、オガサラフカフヒツの保護増殖施設の建設など、絶滅のおそれのある野生動物・植物の保護増殖事業を行う。【都】
- 唯一父島に生残するノヤギの排除は、外来植物の増加抑制への対策を講じながら、着実に実施していく。また、外来種対策については、環境省、林野庁、都、小笠原村など関係機関で調整し、適切な役割分担のもと、効率的に進めていく。【都・村】
- 自然環境を保全するための外来種対策を含めた各種事業について、行政機関、NPO、住民等と連携・協力を強化し、引き締り地帯一体で取り組む保全管理を推進する。【都・村】
- 自然環境の保全と利用との両立及び外来種の侵入・拡散を防ぐため、世界遺産センターなどとも連携し、住民や来島者などに対する利用マナーの普及啓発や学習機会を提供するなど環境教育の充実を図り、ルールに基づく利用の徹底や自然ガイドの養成、自然環境のモニタリング等を引き続き取り組む。また、人とペットと野生動物が共存する島づくりに向け、令和 3(2021) 年 4 月に施行したペット条例の運用を通して、ペットが新たな外来種として生態系に影響を及ぼすことを未然に防ぐ。【都・村】

コラム：オガサラフカフヒツの現状



オガサラフカフヒツ

オガサラフカフヒツは、100 年以上前に小笠原諸島に飛来し、島の特殊な環境で進化した全長が 13cm ほどの小さな鳥です。しかし、母島での餌による捕食や繁殖地である母島・父島における卵や雛のネズミによる捕食などにより、この 25 年ほどで個体数が激減し、母島周辺では 100 個体程度まで減少してしまいました。

この減少傾向が続くと、近い将来に絶滅することが予想されているため、母島・父島でのネズミ対策などの域内保全に加え、オガサラフカフヒツを飼育・繁殖させて数を増やす域外保全にも取り組んでいます。

現在は仮設施設で飼育繁殖に取り組んでいます。今後、オガサラフカフヒツが繁殖しやすいような工夫を凝らした保護増殖施設を建築する予定です。

9 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止

(2) 自然公園

小笠原諸島は、優れた自然の景観と特異な生態系を持ち、集落地域、農業地域以外の大部分が自然公園のうち国立公園に指定されている。自然公園法（昭和32(1957)年法律第161号）は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養、教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としたものであり、小笠原国立公園は昭和47(1972)年に指定された。小笠原国立公園においては、公園計画に基づき、次の2点に重点を置き、整備を進めており、世界自然遺産登録やエコツアーシムの推進により増加する観光客に配慮した施設設置等を実施している。

- ① 小笠原諸島の優れた自然景観を保全し、固有動植物の保全を図るなど、自然の保護及び適正な利用の両立を図る。
- ② 老朽化した施設の適正な更新を行うことで、観光客を含めた利便性の向上及び安全の確保を図る。

現状と課題

- 自然公園の整備に当たっては、自然の保護及び適正な利用の推進の観点から、国や村など関係機関と連携を図っていく必要がある。
- 公園施設の整備・更新について、「小笠原（父島・母島）における景観に配慮した公共施設整備指針」（平成27(2015)年3月）に基づき、引き続き実施する必要がある。

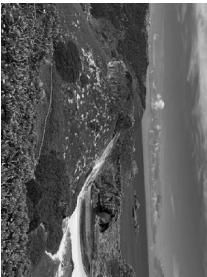
今後5年間の取組

具体的取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
自然公園の整備			継続		

- 自然公園の整備に当たっては、各団体等と意見交換を通じて情報提供・調整を図り、自然保護と適正利用を両立していく。【都】
- 「小笠原（父島・母島）における景観に配慮した公共施設整備指針」に基づき、Ⅰ、自然環境と共生した景観づくり、Ⅱ、眺望に対応した景観づくり、Ⅲ、小笠原の振興に資する景観づくり、Ⅳ、小笠原の穏やかな時の流れを感じる景観づくりを基本方針とした整備を今後も引き続き進めていく。【都】



ウエザー・ステーション展望台
(父島)



南池（南島）

9 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止

(3) 都市公園

都市公園の整備に当たっては、住民の憩いの広場として、更には観光客の利用拠点としての場を提供していくよう、自然公園との連携を図りながら進めている。

大神山公園においては、来園者に対する小笠原諸島の自然アローチとしての亜熱帯景観や住民の日常的な散策の場を提供するとともに、自然公園と同様に、世界自然遺産登録やエコツアーシムの推進により増加する観光客へ配慮して整備を進めている。

現状と課題

- 都市公園の整備に当たっては、外来種対策を実施するとともに景観に配慮する必要がある。施設については、来園者が施設をより安全安心に利用できるよう公園の環境に配慮した整備を実施していく必要がある。

今後5年間の取組

具体的取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
都市公園の整備			継続		

- 外来種の駆除を効果的に行うなど、生態系の維持に配慮しながら小笠原諸島固有の植物が生育できる環境づくりを目指す、各団体と意見交換を行い、情報提供・調整を図りながら整備を進める。また、施設については、「小笠原（父島・母島）における景観に配慮した公共施設整備指針」に基づくとともに、公園利用者にも配慮した施設更新を進め、引き続き事業を実施していく。【都】



大神山公園：大神山公園地区



大神山公園：大村中央地区